

令和6年度（ 1 2 月 ～ 3 月分 ）

有価物売却に関する仕様書

（ 単価契約 ）

（ 番号 ）

令和 6 年度（ ） 第 2 4 2 0 2 3 号

（ 件名 ）

粗大金物の売却単価契約（1 2 月～3 月分）

（ 場所 ）

伊賀市 奥鹿野 地内

有価物売却単価契約 仕様書

伊賀南部クリーンセンターで、廃棄物を処理する過程で生ずる粗大金物の売却を行う。

1. 発生の場所及び品名

場 所 伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野 1 9 9 0）

品 名 粗大金物

品 名	発 生 事 由	発生予定数量※	保 管 場 所
粗大金物	・伊賀南部クリーンセンターで回収した粗大金物のうち、破碎処理困難なもの（自転車、スプリングマットレス（金属部分のみ）、石油ストーブ、長物及び鋳物）など。 ・粗大ごみ・不燃ごみ展開検査で選別された粗大金物。 ※スプリングマットレス以外は現状渡し	31,800kg	・リサイクル施設内粗大ストックヤード ・敷地内組合指定保管場所

※数字は令和5年度12月～3月の引き取り量であり、増減が生じる場合がある。

2. 契約方法 1 0 k g 当 たりの単価契約

3. 契約単価は上記施設渡しとし、スプリングマットレスを除き現状渡しであるため金属とゴム・プラスチック等複合材料による製品の選別処分、混入異物の処分、積み込み、及び運搬等の経費一切を含むものとする。各コンテナの設置を含む。受注者が施設内外において被る事故、災害等によって受ける損失は、発注者はその責を負わない。なお、クリーンセンターに設置の計量器で検収を行うことを原則とする。請求については引取り翌月に集計し、納入通知書により行うものとする。

4. 期間については、令和6年12月 1 日から令和7年 3 月31日までとする。

5. 搬出については、施設の業務時間内に計量を含めて行うものとする。ただし施設の運用上の理由により、屋外に保管した場合の水分等重量増加分については、これを差し引かないものとする。

6. 予測不能な経済事情等の変化により、市況単価との大幅な差異を発注者が認めた場合にのみ、双方の協議のうえ適正な価格を再設定し改定できるものとする。

7. 発注者は不都合がある時は契約期間内であっても契約を解除することができる。

8. そ の 他 保管場所確保のため、発注者より引取り依頼があれば平日3日の期間内において延滞なく搬出するとともに、ごみ受入れ業務に支障が出ることをないよう空きコンテナ等の設置を速やかに行うこと。概ね1回／週の頻度で引取り対応が出来ることとする。なお、各種積み込みには発注者所有のホイールローダや他建機を使用してもよいが、発注者の他の業務を優先すること。また保管場所はごみ等搬入車両の通行経路に面するため、各搬入者のごみ排出や通行の妨げとならないように充分注意し、手積みと併用するなどして洩れのない様一切を搬出すること。マットレス解体分のスプリング投入コンテナを別途用意すること。方法に疑義のある場合、発注者と協議のうえ決定すること。

品 名	形 状	単 位	単 価
粗大金物	現状渡し	1 0 k g 当 たり	(円)

粗大金物の売却単価契約特記仕様書

（目的）

第1条 伊賀南部環境衛生組合（以下発注者という）が発注する粗大金物の売却単価契約は、伊賀南部クリーンセンターより発生する残渣の再生利用を目的として適正な処理を行うものとする。

（履行期間）

第2条 令和6年12月1日から令和7年3月31日までとする。

（対象物）

第3条 対象物は、主に伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野1990番地）での粗大ごみ処理の過程において選別された粗大金物で、施設内ストックヤード等で保管されたものとする。

（作業実施要領）

第4条 処理作業は、受注者の責任において適正に行い、資源化に努めること。

（資源の搬出及び報告）

第5条 搬出に必要とするコンテナは受注者により設置を行い、搬出の都度入替えを行うこととする。現状のまま引取り、売却物の処理に必要な選別、不適合物の処理等については受注者が行う。伊賀南部クリーンセンター内での選別は原則として禁止する。

2. 受注者は発注者の指定する日、または保管状況により適宜、当該施設の開場時間内に延滞なく搬出すること。ただし、時間内での搬出が出来ないなど不測の事態や、その他やむを得ない事情があり発注者の承認がある場合、この限りではない。

3. 積み込みに必要とする場合、発注者所有車両の使用を認めるが、使用に際しては業務に支障の無いように調整を行うこと。また、使用により施設や機器の破損が生じた場合、受注者の責において直ちに復旧を行うものとする。

4. 受注者が業務において被る事故、災害等によって受ける損失は、発注者はその責を負わない。

5. その他疑義のある場合は、発注者と協議の上決定すること。

（代金の支払い）

第6条 受注者は、計量伝票から毎月末に集計された重量に契約単価を乗じ、さらに消費税及び地方消費税を加算した額で発注者が発行する納付書により支払うこと。

（器具機材等の負担及び維持管理）

第7条 業務の履行に必要な器具機材等は、受注者の負担とする。また使用器具機材については適正に管理し、故障等の発生を未然に防ぐよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第8条 職務上知り得た秘密は、第三者に洩らしてはならない。

(書類の整備)

第9条 受注者は、業務の内容を明確にするため、次の必要書類を整備しなければならない。

1. 処理実績報告書
2. その他発注者が必要とする書類